

はままつくらしの情報



美容医療サービス トラブル注意！

2025. 6

編集・発行

浜松市くらしのセンター

〒432-8032

浜松市中央区海老塚町51-1

【電話相談】

市民相談 457-2025

交通事故相談 457-2233

消費生活相談 457-2205

「10万円で全身脱毛」「脱毛エステの通い放題コース」など、ネットやチラシを見て契約した後、料金制度、中途解約、精算トラブルなどについての相談が増えています。

今月号では、脱毛医療によるトラブル事例とアドバイスを紹介します。

◆10万円で全身脱毛のはずが、60万円に・・・

「10万円の全身脱毛」のSNS広告を見て、クリニックに出向いたところ
「広告の施術は効果が低い。本来70万円コースを60万円にする」と勧められ
契約してしまった。クーリング・オフ期間内に申し出たが、応じてもらえない。



◆脱毛エステの通い放題コースを契約したが・・・

インターネットで見た脱毛サロンエステに出向き、個室に通され、
「40万円支払えば、永久に脱毛施術が受けられる、これ以上お金はかからない」と説明され、
高額だが一生この値段で受けられるならと、個別クレジットの分割払いで契約した。
これ以上続けられないと思い解約したいと申し出たら、
1回の施術代8万円、違約金2万円、合計10万円の解約料を請求された。
契約書には「期間は1年間、施術は5回までが有償、6回目以降は無償」と
記載があった。1回しか施術を受けていないのに解約料が高額、納得できない。



◇ひとことアドバイス◇

広告には「永久脱毛」、「毛が生えなくなる」という脱毛効果を保証するような言葉、
「誤認させるおそれのあるビフォーアフター写真の掲載、費用を強調した広告」の
掲載は禁止されています。

☆その場で契約や施術をしないこと。

長期契約の場合は、解約するときの条件なども知っておきましょう。

☆施術前にリスクや副作用の確認をしておきましょう。

☆必ず契約書面で有償の期間・回数と単価を確認しておきましょう。



※困ったとき、不安に思ったとき、トラブルにあったときは、

浜松市くらしのセンター等に相談しましょう。

専門的知識を持った消費生活相談員がお話を伺い、助言等を行います。

(浜松市くらしのセンター：457-2205、消費者ホットライン 188)

【参考】くらしの豆知識 (2021年12月号) 発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活相談員について紹介します



エシカエル

消費者相談員についてご紹介します。

消費生活相談員はモノやサービスの売買に関する消費者の皆さんの相談にのり、アドバイスや事業者と交渉を行うことで問題の解決や被害の防止に導く役割を果たしています。

消費生活相談員の紹介

【 仕事内容 】

消費者に助言をする

電話や窓口で相談を受け付け、専門的知識を活用して問題解決に導きます。

事業者と交渉する

自力で事業者と交渉することが難しい場合は、必要に応じて、事業者と交渉することもあります。

消費者に啓発する

消費者被害、高齢者の見守りをテーマとした出前講座、消費者トラブルの最新事例の紹介・対処法をアドバイスし、被害の防止に貢献しています。



くわしくは、こちら
をご覧ください。

【 あなたも相談員になってみませんか？ 】

消費生活相談員になるには、「消費生活相談員資格」を有していること、またはそれと同等の知識を有していると認められることが必要です。

消費生活相談員資格は？

国民生活センター ➡



登録試験機関である「独立行政法人 国民生活センター」及び「一般財団法人 日本産業協会」が実施する試験に合格することにより取得できます。

国家資格で、試験は年1回。

日本産業協会 ➡



資格種類によって更新が必要となります。

※試験・日程についてはそれぞれの主催団体にお問い合わせください。

※県の「消費生活相談員」資格取得支援講座が無料で受講できます。

勤務先は？

詳しくはこちらから ➡



地方公共団体が設置する消費生活センターの消費者相談窓口、独立行政法人国民生活センターなどがあります。

浜松市くらしのセンターの消費生活相談員は全員が相談員資格を有しています。

【参考・引用】消費生活相談員 INFORMATION BOOK 発行:消費者庁

消費生活の知識を得ることは日々の買い物、契約、トラブル防止などに役立ちます

主要生活物資価格調査結果は、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」

をご覧ください(<https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html>)



消費者庁イラスト集より